



# 島根県報

令和2年3月31日（火）

号外第34号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【規則】**

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則 (企業立地課) 2

**【告示】**

補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示 (企業立地課) 3

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正 (中小企業課) 6

島根県企業立地促進資金融資要綱の一部改正 ( " ) 7

島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の一部改正 ( " ) 8

島根県中小企業育成振興資金融資要綱の一部改正 ( " ) 8

島根県まち・ひと・しごと創生資金融資要綱の一部改正 ( " ) 8

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（規則第38号）

#### 1 規則の概要

- (1) 企業の立地に対する助成等の対象となる業種について、ソフト産業のうち次に掲げる業種を削除することとした。（第2条関係）
  - ア デジタルコンテンツ業
  - イ 広告代理業
  - ウ ディスプレイ業
  - エ デザイン業
  - オ 経営コンサルタント業
  - カ エンジニアリング業
  - キ 物流センター
  - ク テレワークセンター
  - ケ 研修所等の人材育成施設
  - コ 知的財産活用事務所
- (2) 製造業の立地規模の基準を次のとおりとすることとした。（第3条第1項第1号・第1号の2関係）
  - ア 大企業の場合の投下固定資本額は、3億円以上であること。
  - イ 中小企業の場合の増加常用従業員数について、登記上、県内に本拠を置く企業（発行済株式又は出資価額の所有割合が最も大きい企業又は個人が県外に本拠を置く場合を除く。）が事業の拡大を行う場合にあっては、3人以上であること。
- (3) 立地規模の基準のうち契約社員に係るものを削ることとした。（第3条第1項第2号関係）
- (4) その他規定の整備

#### 2 施行期日

令和2年7月1日から施行することとした。ただし、1の(4)の一部については、令和2年4月1日から施行することとした。

## 規 則

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第38号

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「から第6号まで」を「及び第4号」に改め、同号中エを削り、オをエとし、カをオとし、キをカとし、ク及びケを削り、コをキとし、サ及びシを削り、スをクとし、セからツまでを削り、テをケとし、同条第3号中「又はエ」を削り、同条第4号及び第5号を削り、同条第6号中「第2号ウ又はキ」を「第2号ウ又はカ」に改め、同号を同条第4号とする。

第3条第1項第1号ア中「1億円」を「3億円」に改め、同号イ中「、第4号及び第5号」を削り、同項第1号の2中「（企業の立地を行うために必要な投下固定資本額が3億円以上あり、かつ、企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数が10人以上である場合を除く。）」を削り、同号イ中「以上」の次に「（登記上、県内に本拠を置く企業（発行済

株式又は出資価額の所有割合が最も大きい企業又は個人が県外に本拠を置く場合を除く。)が事業の拡大を行う場合にあつては、3人以上)」を加え、同項第2号中「であり、かつ、そのうち雇用期間の定めがある者で実質的に常時雇用される従業員に準ずると認められるもの以外のものの数が5人以上」を「(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。第5号及び第8条第1項第1号において「過疎地域」という。)に立地する場合(県内に事業所を有する企業が事業の拡大を行う場合を除く。)にあつては、5人以上)」に改め、同項第3号中「(令和2年3月31日までに条例第4条第1項の規定による計画の認定を受けたものに限る。次号において同じ。)」を削り、同項第5号を削り、同項第6号中「前条第6号」を「前条第4号」に改め、同号を同項第5号とする。

第8条第1項ただし書(各号列記以外の部分に限る。)中「場合」を「業種」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 第2条第2号エのコールセンター業で次に掲げるもの 投下固定資本額

ア 過疎地域以外に立地するもの

イ 過疎地域(隠岐郡に立地するものを除く。)に立地するものであって、新たに増加する常用従業員の数が20人以上であるもの

第8条第1項第2号中「の場合」を削り、同条第2項第2号中「第2条第2号から第5号まで」を「第2条第2号及び第3号」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。ただし、第3条第1項第3号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請された島根県企業立地促進条例(平成4年島根県条例第23号)第4条第1項の規定による認定に係る計画(以下「認定計画」という。)について適用し、同日前に申請された認定計画については、なお従前の例による。

## 告 示

### 島根県告示第203号

補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)第3条の規定により、島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を次のように定め、令和2年7月1日から施行する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示(平成31年島根県告示第290号)は、令和2年6月30日限り、廃止する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

1 補助金等の名称

島根県企業立地促進助成金(以下「助成金」という。)

2 交付の目的

企業が県内に立地する際の経費に対して助成を行い、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与することを目的とする。

3 用語の定義

(1) 認定企業 島根県企業立地促進条例(平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。)第4条第1項の規定に

よる計画の認定を受けた企業をいう。

- (2) 助成対象期間 島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第5条第1項に規定する申請書（以下「申請書」という。）が受理された日から助成金の交付を申請する日までの期間をいう。
- (3) 増加固定資本額 規則第3条第1項第1号アに規定する投下固定資本のうち、認定企業が助成対象期間に新たに取得した投下固定資本（当該認定企業が同企業に全額出資している企業（主たる事務所が県外にあるものに限る。）の投下固定資本を借用する場合又は認定企業が法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2に規定するリース取引を行い、かつ、売買取引に準ずる会計処理を行った場合若しくは認定企業（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社並びに会計監査人を設置する会社及びその子会社を除く。）が賃貸借取引に準ずる会計処理を行った場合にあつては、当該投下固定資本を含む。）に係る経費の総額をいう。
- (4) 常用従業員 雇用期間の定めのない従業員及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号の継続雇用制度により雇用される従業員（同条第2項の規定により継続雇用制度に含まれるものとされる制度により雇用される従業員を含む。）で知事が認めるものをいう。
- (5) 増加常用従業員 申請書が受理された日その他の知事が別に定める時点に比べ、認定企業又は認定企業が資本金の全額を出資する企業（以下「全額出資企業」という。）が助成対象期間に立地に伴い増加させた常用従業員をいう。
- (6) 新規学卒就職者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他知事が認める機関を卒業等した者であつて、卒業等後1年以内に初めて常用従業員となったもの（県内に住所を有する者に限る。）
- (7) U I ターン就職者 県外から県内に住所を移転した者であつて、その移転の日又は県外の事業所を離職した日のいずれか遅い日から6月以内に初めて常用従業員となったもの（(6)に該当する者を除く。）

#### 4 交付の対象となる者

認定企業であつて、次に掲げる場合に応じて次に定める要件を備えたもの

- (1) 規則第3条第1項第1号に掲げる場合 増加固定資本額が3億円以上であつて、増加常用従業員の数（以下「増加常用従業員数」という。）が10人以上であること。
- (2) 規則第3条第1項第1号の2に掲げる場合 増加固定資本額が5,000万円以上であつて、増加常用従業員数が5人以上（登記上、県内に本拠を置く企業（発行済株式又は出資価額の所有割合が最も大きい企業又は個人が県外に本拠を置く場合を除く。）が事業の拡大を行う場合にあつては、3人以上）であること。
- (3) 規則第3条第1項第2号に掲げる場合 増加常用従業員数が10人以上（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）に立地する場合（県内に事業所を有する企業が事業の拡大を行う場合を除く。）にあつては、5人以上）であること。
- (4) 規則第3条第1項第3号又は第5号に掲げる場合 増加常用従業員数が3人以上であること。
- (5) 規則第3条第1項第4号に掲げる場合 増加常用従業員数が5人以上であること。

#### 5 助成金の交付の対象及び額

##### (1) 交付の対象

増加固定資本額（助成金以外の県の交付する補助金等を直接又は間接にその経費の財源の一部として投下固定資本を取得した場合は、その取得に要した経費を除く。以下同じ。）及び増加常用従業員に係る経費

##### (2) 交付の額

次のア及びイに掲げる額の合計額又はア及びウに掲げる額の合計額（コールセンター業（隠岐郡に立地するもの及び過疎地域に立地するもので増加常用従業員が20人未満のものを除く。）にあつてはアに掲げる額、規則第3条第1項第3号又は第4号に該当する場合にあつてはイ又はウに掲げる額、同項第5号に該当する場合にあつてはウに掲げる額）とする。

ア 増加固定資本額（規則第3条第1項第2号に該当する場合にあつては、増加固定資本額1,000万円以上の場合に

限る。)に、別表第1の立地の区分欄に応じ同表の助成率欄に掲げる助成率に別表第2の立地の区分欄、業種欄及び要件欄に応じ同表の加算する助成率欄に掲げる助成率を加えた率を乗じて得た額(その額が7億円を超える場合は、7億円。ただし、別表第3の立地の区分欄に該当する場合は、7億円に同表の上限額の加算欄に掲げる額をそれぞれ加算した額)

イ 増加常用従業員数(全額出資企業の増加常用従業員数を除く。)のうち新規学卒就職者及びU I ターン就職者の合計数に100万円を乗じて得た額(コールセンター業であって、隠岐郡に立地するものについて、当該額が3,000万円を超える場合は、3,000万円)

ウ 過疎地域に所在し、かつ、資本金の額が3億円以下又は常用従業員の数が300人以下の企業(別表第4の1の項から3の項までのいずれかに該当する場合を除く。以下「中小企業」という。)の増加常用従業員数(全額出資企業の増加常用従業員数を除く。)のうち新規学卒就職者及びU I ターン就職者の合計数に130万円を乗じて得た額(コールセンター業であって、隠岐郡に立地するものについて、当該額が3,000万円を超える場合は、3,000万円)

#### 6 助成金の交付

助成金の交付決定のあった年度の当該助成金の交付限度額は2億円とし、当該助成金の額が2億円を超える場合にあっては、2億円を超える部分の助成金について、交付決定のあった年度の翌年度以降に各年度2億円を限度として分割して交付するものとする。

#### 7 財産処分の制限

助成金の交付を受けた認定企業は、助成額の算定の基礎となった土地、建物又は償却資産をその交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃止し、又は担保に供しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、助成金の交付決定日から7年を経過した場合は、この限りでない。

#### 8 助成金の返還等

知事は、助成金の交付を受けた認定企業が、条例第8条第2項に定める場合のほか、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段によって助成金の交付を受けたことが明らかであること。

(2) 助成金の交付決定日から7年以内に、業績が悪化していない状況において、事業を廃止し、休止し、又は著しく縮小したこと(企業の責めに帰すべき事由によらない場合を除く。)

#### 別表第1

立地の区分	助成率
1 県内に事業所を有しない認定企業が、新たに県内に事業所を設置する場合(償却資産のみ取得し、土地及び建物を借用する場合を含む。)(以下「県外新規立地」という。)	15パーセント
2 県内に事業所を有する認定企業(以下「県内企業」という。)が、建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合(以下「県内増設」という。)	5パーセント
3 県内企業が、償却資産のみを増設する場合(以下「償却資産の増」という。)	5パーセント

備考 生産施設とは、次のア又はイに掲げる業種に応じて当該ア又はイに定める施設をいう。

ア 規則第2条第1号に掲げる業種 工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第1号に規定する生産施設

イ 規則第2条第2号から第4号までに掲げる業種 主たる事業の用に供するための施設

#### 別表第2

立地の区分	業種	要件	加算する助成率
1 県外新規立地の場合	1 規則第2条第1号に掲げる業種	労働生産性が特に高いと認められる企業	各要件につき5パーセント(最大15パーセント)
		特に高度な技術職の雇用の場を創出すると認められる企業	
		浜田港又は境港の利用が多いと認められる企業	
		県内産業への波及効果が高いと認められる企業	

	2 規則第2条第2号に掲げる業種	過疎地域に立地する企業	各要件につき5パーセント(最大15パーセント)	
		従業員に占める情報処理技術に関する資格者の割合が特に高いと認められる企業		
		特に高度な技術職の雇用の場を創出すると認められる企業		
2 県内増設又は償脚資産の増の場合	1 規則第2条第1号に掲げる業種	過疎地域に立地する企業	各要件につき5パーセント(最大10パーセント)	
		特に労働生産性の向上が認められる企業		
		特に高度な技術職の雇用の場を創出すると認められる企業		
	2 規則第2条第2号に掲げる業種	過疎地域に立地する企業		各要件につき5パーセント(最大10パーセント)
		従業員に占める情報処理技術に関する資格者の割合が特に高いと認められる企業		
		特に高度な技術職の雇用の場を創出すると認められる企業		
		過疎地域に立地する企業		

備考 複数の要件に該当する場合は、合算した助成率を加算する。

別表第3

立地の区分	上限額の加算
1 浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡又は隠岐郡に立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもの	3億円
2 県営工業団地に新たに立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもので、その事業内容が本県の地域振興に特に大きく寄与すると知事が認めたもの	2億円

別表第4

- 1 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定める中小企業者の範囲を超えるものをいう。以下同じ。）が所有している中小企業者
- 2 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- 3 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

島根県告示第204号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸山達也

別表一般融資の部一般資金の項中「又は運転資金」の次に「若しくは借換資金」を加え、「運転資金」を「運転資金に、借換資金」

「50,000,000

円

「50,000,000

円

を借換資金に、「1.55パーセント」を「1.45パーセント」に、「1.40パーセント」を「1.30パーセント」に、



- 2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱の規定は、令和2年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

---

#### 島根県告示第206号

島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱（平成3年島根県告示第719号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

第5条第2号中「0.90パーセント」を「0.80パーセント」に、同号ただし書中「1.05パーセント」を「0.95パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の規定は、令和2年4月1日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

---

#### 島根県告示第207号

島根県中小企業育成振興資金融資要綱（平成4年島根県告示第451号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

第2条第4号イ中「。以下「政令」という。」を削る。

第6条第1項第1号中「0.90パーセント」を「0.80パーセント」に、同号ただし書中「1.05パーセント」を「0.95パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県中小企業育成振興資金融資要綱の規定は、令和2年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

---

#### 島根県告示第208号

島根県まち・ひと・しごと創生資金融資要綱（平成30年島根県告示第189号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

別表中「資金用途」を「資金使途」に改め、同表人材投資・働き方改革等生産性向上枠の項中「1.35パーセント」を「1.25パーセント」に、「1.20パーセント」を「1.10パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県まち・ひと・しごと創生資金融資要綱の規定は、令和2年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。